

特別な事情による定期予防接種の接種機会の確保について

予防接種法で定められた年齢の間に、特別な事情により

定期の予防接種を受けることができなかったと認められる方に、接種機会が確保されました。

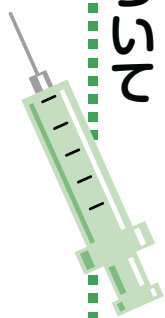
(ただし、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間で、予防接種の種類によって年齢の上限が設けられています。)

■特別な事情とは

① 次の疾病にかかり、やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合

ア 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

イ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病



ウ アまたはイの疾病に準ずると認められるもの

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと

③ 医学的知見に基づき、①または②に準ずると認められるもの

該当する疾病の詳細についてはお問い合わせください。また、特別な事情に該当するかどうかは、接種者が疾病にかかっていた状態や、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や接種歴等により総合的に判断します。

お心当たりのある方は、ご相談ください。

■お問い合わせ・お申し込み
保健課健康増進担当

(保健福祉センター内)
☎ 2314310

それいけ！オレンジガール第9回

「保存しますか？」



認知症疾患医療センター

認知症対策の事業開始時から連携強化を図り、認知症支援ネットワーク協議会にも加盟する認知症疾患医療センターについてご紹介します。

■認知症疾患医療センターって？

認知症は、早期に発見し治療を行えば、症状が軽減したり、悪化を妨げることが分かっています。

また、症状が似ていても、他の精神疾患（うつ病など）の可能性もあります。認知症疾患医療センターは、認知症に関する専門医療機関です。早めに受診をして相談しましょう。

■専門の医療相談

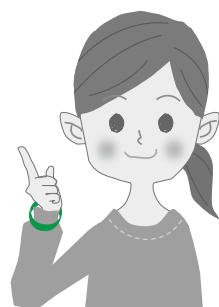
認知症がどうかわからない等のご相談を、電話または面談によりお受けします。相談は、精神保健福祉士等が本人・ご家族・福祉関係者等、ごなたからの相談にも応じています。

■診断・治療方針の選定と関係機関との連携

病名の診断や治療方針の選定が必要な方には、精神科医による診察を行います。診断の結果、適切な治療、保健福祉サービスを受けられるよう関係機関との連絡・調整を行います。

■合併症・周辺症状への急性期対応

合併症や周辺症状の初期診断、早急に入院して治療を要する認知症の方に対しては、必要に応じて連携病院等へのご紹介も行っています。関係機関からご紹介いただいた方には、各担当と連携しながら、ご本人やご家族を支援いたします。



認知症疾患医療センターは、自分らしい生活を地域で続けていただくための相談場所です。早期に正しい診断を受け、治療につなげるために、早めに相談しましょう。

なお、保健福祉センター内の「もの忘れ相談センター」では、専門医療機関を受診するのが不安という方に、受診同行も行っていきます。また、受診を円滑にするために、事前に病院側に状況をお伝えすることもできますので、まずは「もの忘れ相談センター」にご相談下さい。

■お問い合わせ

* 認知症疾患医療センター
(県立北病院内)
☎ 2315435 (直通)

* もの忘れ相談センター
(保健福祉センター内)
☎ 2314464